

公益財団法人 堺市産業振興センター カフェ・レストラン出店者募集要項  
【公募型プロポーザル方式】

1. 募集対象施設

(1) 場 所	堺市北区長曾根町 183 番地 5 公益財団法人 堺市産業振興センター内		
(2) 面 積	1 階	234. 02 m <sup>2</sup>	
	カフェ・レストラン部分	175. 72 m <sup>2</sup>	
	厨 房	58. 30 m <sup>2</sup>	

2. プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 大阪府下で、カフェ・レストラン等の飲食業を平成 30 年 1 月 1 日現在、引き続いて 3 年間以上営業している実績をもち、且つ、障害者の雇用を積極的に取り組み、営業意欲を有する者であること。
- (2) 税金を完納していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。
- (4) 堺市産業振興センターカフェ・レストラン出店者プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (5) 堺市産業振興センターカフェ・レストラン出店者プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。  
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者

(7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者

(8) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者

### 3. 日程

(1) 公募開始日	平成 30 年 1 月 10 日（水）
(2) 参加資格確認申請書等提出締切日	平成 30 年 1 月 22 日（月）
(3) 質疑締切日	平成 30 年 1 月 22 日（月）
(4) 質疑回答日	平成 30 年 1 月 29 日（月）
(5) プロポーザル参加資格確認結果通知日	平成 30 年 1 月 29 日（月）
(6) プロポーザル参加辞退届提出締切日	平成 30 年 1 月 29 日（月）
(7) 企画提案書等提出締切日	平成 30 年 2 月 9 日（金）
(8) プレゼンテーションの実施	平成 30 年 2 月 15 日（木）
(9) 審査結果(採否)通知日	平成 30 年 2 月 21 日（水）
(10) 使用開始	平成 30 年 3 月中（予定）

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

※ 現地確認は、1 月 11 日以降にご連絡ください。

日程を調整させていただきます。

なお 1 月末までは現在の事業者が営業しておりますので、18 時以降になる場合があります。

### 4. 応募書類の配付

平成 30 年 1 月 10 日（水）から平成 30 年 1 月 22 日（月）午後 5 時まで、堺市産業振興センターホームページからダウンロードする。

堺市産業振興センターホームページ：<http://www.sakai-ipc.jp>

### 5. 提出書類

#### (1) プロポーザル参加資格確認申請書等

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

##### ① 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格確認申請書等

・ 必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

(イ) 法人市民税の納税証明書（個人の場合は市民税。写し可。）直近 3 ヶ月以内

・ 提出部数は 1 部とする。

(ウ) 国税の納税証明書 (法人はその 3 の 3、個人はその 3 の 2 を必ず添付すること。写し可。)

直近 3 ヶ月以内

・提出部数は 1 部とする。

(エ) 法人の場合は、登記簿謄本 (コピー可)、個人の場合は、本籍地で発行を受けた身分証明書 (申込書提出日 3 か月以内に発行のもの)

※提出書類(イ)(ウ)(エ)については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

(オ) カフェ・レストラン等の直近 3 か年の業務実績 (別紙業務実績表)

(カ) 食品営業許可書 (飲食店営業許可書等) の写し

(キ) 会社概要等 (会社パンフレット等、営業の実態、内容等が分かるもの。)

## ②提出期限

平成 30 年 1 月 22 日(月) 午後 5 時まで

## ③提出先

堺市産業振興センター 総務課まで

## ④提出方法

直接持参または郵送 (F A X 不可) すること。

【持参の場合】 上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く) に持参すること。

【郵送の場合】 上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を総務課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※前記 2 のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、平成 30 年 1 月 29 日(月)に通知する。

## (2) 企画提案書等の提出

### ① 提出書類

(ア) 企画提案書 (様式: エントリーシート)

・ A 4 版 縦書 左綴じ

・ 提出部数 6 部 (正 1 部 副 5 部)

・ 正 1 部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。

・ 副 5 部は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。

パンフレット等についても提案者が判別できないように注意してください。

・ 宛名は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とすること。

・ 表紙には「堺市産業振興センターカフェ・レストラン出店者企画提案書」と記載すること。

・ 提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

・ 本事業において企画提案をすることができるのは 1 案だけである。

- ・提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(当センターが補正等を求める場合を除く。)

① 提出期限

平成30年2月9日(金)午後5時まで(期限厳守)

② 提出先

総務課まで

③ 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を総務課まで電話連絡し、到達確認をすること。

※提出の際には、当センターから交付した関係書類を全て返却すること。

8. 提案書等の作成について

提案書に記載する事項は、別紙「企画提案書」(エントリーシート)により記入してください。なお、様式等は下記のとおりとします。

- ・作成の際の書式等は変更していただいて結構ですが、紙出力時において、記載内容が全て表示されるよう、留意してください。Word、Excel 以外での作成も可能ですが、所定の様式と同様に作成してください。
- ・提出書類の用紙の大きさはA4判とします。
- ・提出書類はすべて片面で作成するものとし、ページ番号を付してください。
- ・各項目に記載しきれない場合は、「添付資料あり No.○の資料」と記載の上、当該資料に番号を明記して添付してください。また、正本以外には社名が分かるロゴなどは一切記入しないでください。

9. 提案書作成に関する質問受付

提案書作成に関して疑義が生じた場合には、総務課担当者まで電話にて問い合わせるか、FAX もしくは電子メールにて問い合わせること。FAX 又は電子メールの場合は、送付後、速やかに担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

また本業務履行に際して、添付の契約書等以外に覚書等が必要な場合も申し出ることとし、締切日以降は受け付けしない。

なお、質問受付の締切は1月22日(月)午後5時までとし、それ以後は一切受け付けない。

10. 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない(プロポーザルの参加を辞退する)場合は、「プロポーザル参加辞退届」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。また、その際には、当センター

から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

(1) 辞退届提出期限

平成 30 年 1 月 29 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

総務課まで

(3) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時～午後 5 時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を総務課まで電話連絡し、到達確認をすること。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

(1) 提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 堺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は除く）

(3) 提出期限までに書類が提出されない場合

(4) 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

(5) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(6) 著しく信義に反する行為があった場合

(7) 契約を履行することが困難と認められる場合

(8) 企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合

(9) 本事業について 2 案以上の企画提案をした場合

(10) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

## 12. 企画提出書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり

(2) 審査方法

・提出書類は当センター職員で構成する受託者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。

- ・ 審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・ 審査内容、結果についての異議は認められない。

### (3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、平成 30 年 2 月 21 日（水）（予定）に通知する。

### (4) 優先交渉権者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者、1 者を選定し、優先交渉権者として決定する。

## 13. 契約の締結

### (1) 契約者の決定

① 優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約が締結できるように速やかに手続きを進めること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

② 優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの評価が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと当センターが判断した場合及び契約不成立により当センターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

## 14. その他

(1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には当センターの責任において文書保存期間満了後、全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は当センター情報公開規程により情報公開の対象となる場合がある。

(2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

(3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、当センターは一切賠償しない。

(4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。

(5) 審査対象者が 1 者の場合は、審査評価を行いその評価結果をもとに審査委員の合議により選定する。

### 募集に関する問い合わせ

・ 公益財団法人 堺市産業振興センター 総務課 担当 安井・岡野  
堺市北区長曾根町 1 8 3 - 5 電 話 0 7 2 - 2 5 5 - 3 3 1 1  
F A X 0 7 2 - 2 5 5 - 5 2 0 0